

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律概要

< バゼル条約 >

- ・有害廃棄物等を輸出する際の輸入国・通過国への事前通告、同意取得の義務付け
- ・非締約国との有害廃棄物等の輸出入の禁止
- ・不法取引が行われた場合等の輸出者による再輸入義務等
- ・移動書類の携帯等

[国内法の整備]

< 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 >

定 義 「特定有害廃棄物等」	条約附属書に掲げる有害特性を有する廃棄物等若しくは家庭系の廃棄物又はこれらに類する有害廃棄物等（廃棄物だけでなく再生資源として利用される各種金属スクラップ等有価物を含むもの。）として条約の規定に基づき締約国が指定したものの。
-------------------	--

基本的事項の公表	経済産業大臣及び環境大臣は、必要な基本的事項を定め、公表するものとする。
----------	--------------------------------------

（ 輸出の承認 ）

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外為法に基づく輸出の承認を受ける。
環境大臣は、経済産業大臣から環境汚染を防止するため特に必要があるものについて、その申請の写しの送付を受け、環境保全上支障がない旨の確認を行い、経済産業大臣に通知する。
経済産業大臣は、環境大臣の通知を受けた後でなければ、承認をしてはならないものとする。

（ 輸入の承認 ）

特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外為法に基づく輸入の承認を受ける。
環境大臣は、必要がある場合には、経済産業大臣に対し意見を述べる事ができる。

（ 移動書類 ）

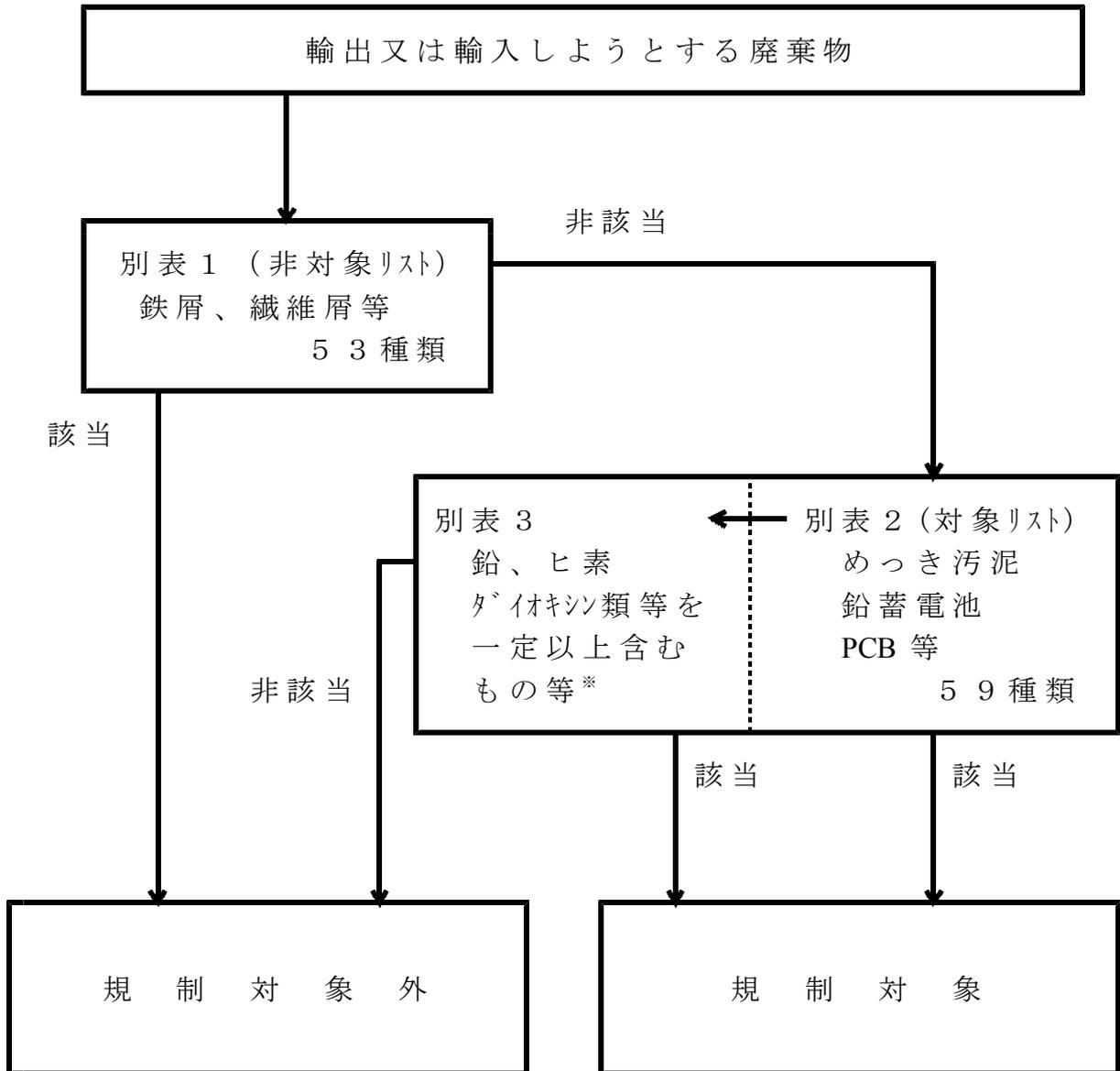
特定有害廃棄物等を輸出入する場合において、移動書類を携帯して運搬することを義務付けるとともに、輸入された特定有害廃棄物等の処分が完了した場合等において、その旨を輸入の相手方、輸出国に通知するものとする。

（ 措置命令 ）

経済産業大臣及び環境大臣は、必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等を輸出した者等に対し、当該特定有害廃棄物等の回収、処分他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

経済産業大臣及び環境大臣は、必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等を輸入した者等に対し、当該特定有害廃棄物等を適正に処分することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

「バーゼル法第2条第1項第1号イに規定する物
 (平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号)」の概要



※別表3に掲げるもののうち、物質名が特定されていない等の一部のものについては、別表第4中欄に掲げる試験により、同表下欄に掲げる性状を示さない場合には非該当となる。

バーゼル条約の規制対象廃棄物の考え方

附属書Ⅰ（廃棄の経路・含有成分）

経路（18 経路）

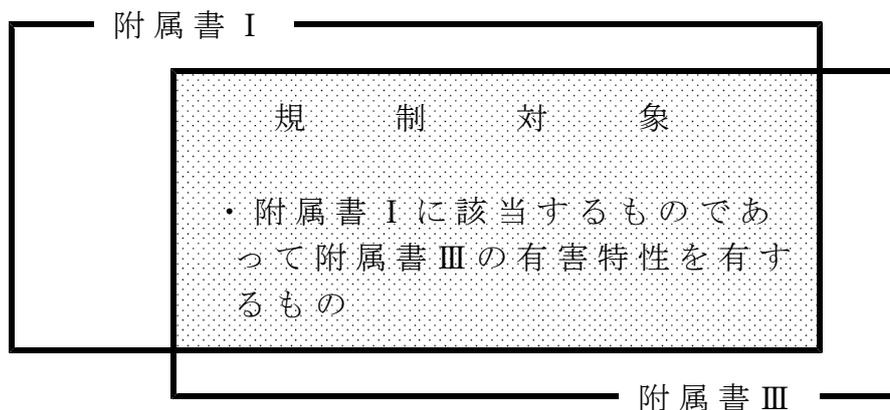
- ・ 医療行為から生ずる廃棄物
- ・ 有機溶剤の製造に伴う廃棄物等

含有成分（27 種類）

- ・ ヒ素 ・ 鉛等

附属書Ⅲ（有害特性）

- ・ 爆発性
- ・ 腐食性
- ・ 急性毒性
- ・ 慢性毒性 等



規制対象の明確化（リスト化）

附属書Ⅷ （原則規制対象）

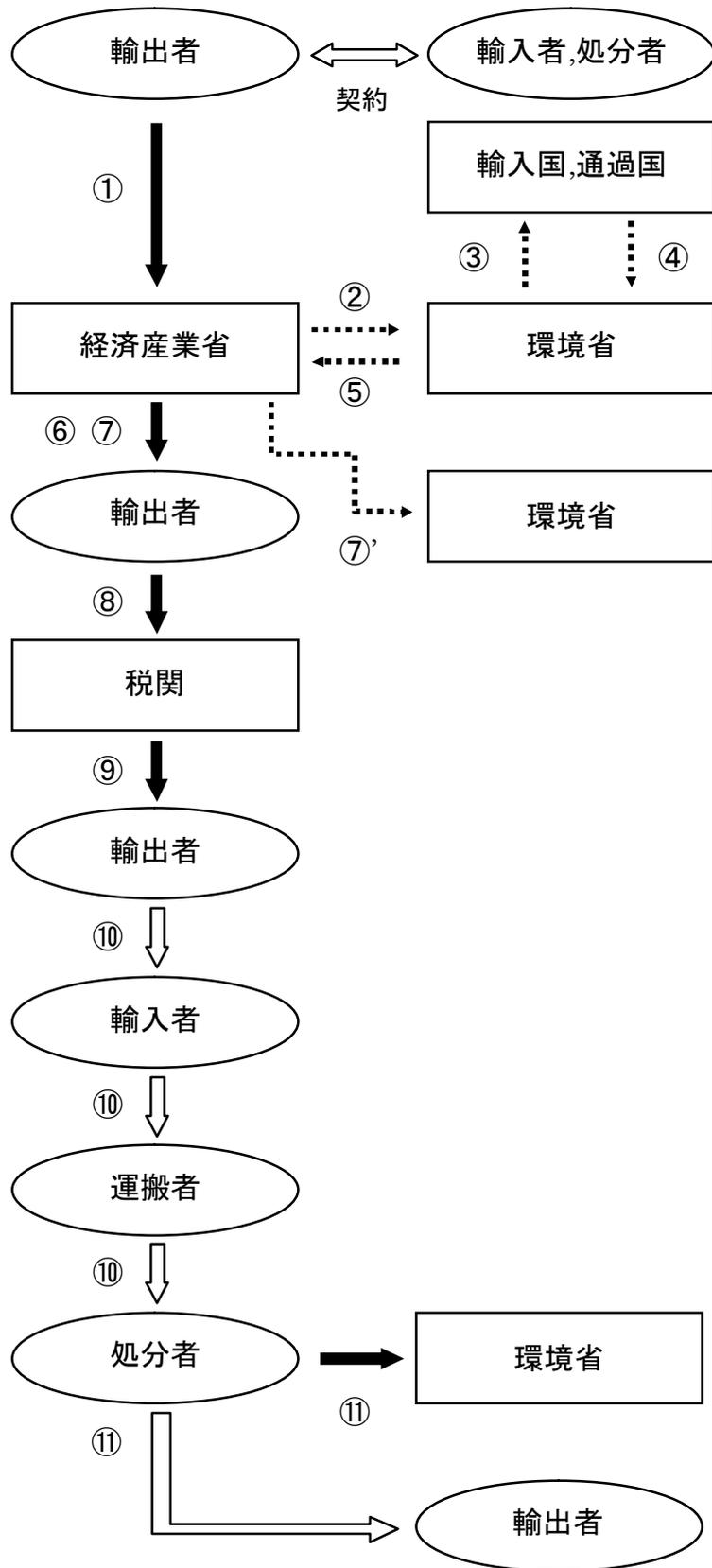
鉛蓄電池
 廃駆除剤
 めっき汚泥
 廃石綿
 シュレッダーダスト 等

附属書Ⅸ （原則非対象）

鉄屑、貴金属の屑
 固形プラスチックくず
 紙屑、繊維くず
 ゴムくず 等

- * 附属書Ⅷに該当する品目であっても附属書Ⅲの有害特性を有しないものは規制対象外
- * 附属書Ⅸに該当する品目であっても有害物質に汚染されている等により附属書Ⅲの有害特性を有するものは規制対象
- * なお、附属書Ⅷ又はⅨに掲載されていない物については、従来どおり、附属書Ⅰ及びⅢを参照して判断する。

輸出するときの手続きの流れ



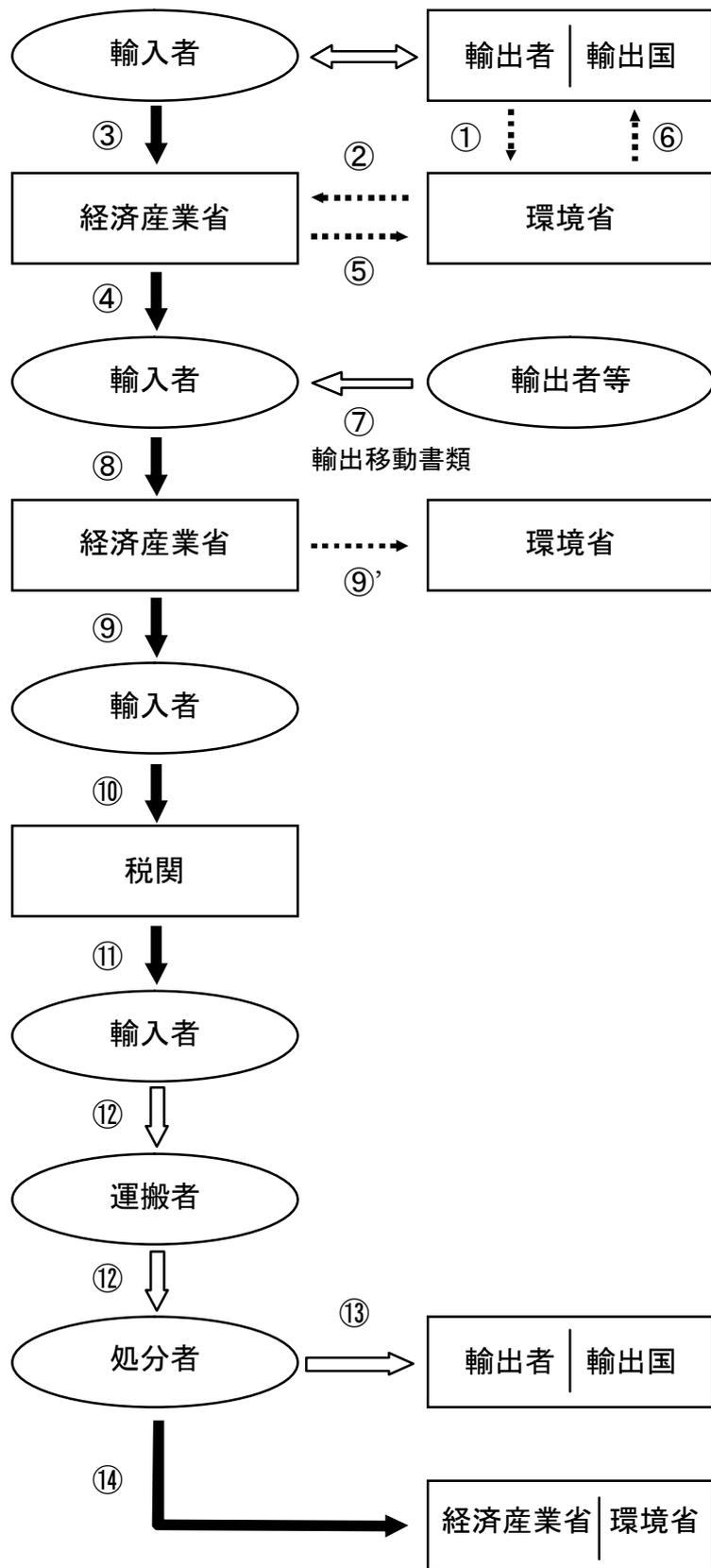
【輸出手続の流れ】

- ① 外為法に基づく輸出申請
- ② 申請書類写し送付
- ③ 相手国へ通告
- ④ 回答の受領
- ⑤ 回答の送付
- ⑥ 外為法に基づく輸出承認
- ⑦ 輸出移動書類の交付
- ⑦' 輸出移動書類写しの送付
- ⑧ 関税法に基づく輸出申告
- ⑨ 関税法に基づく輸出許可
- ⑩ 引渡し及び移動書類携帯の義務
- ⑪ 処分完了の通知等

- ← 企業間のやり取り
- ← 企業と政府のやり取り
- ← 政府間のやり取り

※税関で有害廃棄物でないと主張する場合、有害性がないことを立証する必要があります。

輸入するときの手続きの流れ



【輸入手続の流れ】

- ① 移動計画の通告
- ② 通告の写しの送付
- ③ 外為法に基づく輸入承認申請
- ④ 外為法に基づく輸入承認
- ⑤ 輸入承認の通知
- ⑥ 同意の回答
- ⑦ 輸入移動書類
- ⑧ 輸入移動書類の交付申請
- ⑨ 輸入移動書類の交付
- ⑨' 輸入移動書類写しの送付
- ⑩ 関税法に基づく輸入申告
- ⑪ 関税法に基づく輸入許可
- ⑫ 引渡し及び両移動書類携帯の義務
- ⑬ 処分完了の通知等の送付
- ⑭ 処分完了の通知等の写し送付

- ← 企業間のやり取り
- 企業と政府のやり取り
- ←..... 政府間のやり取り

※税関で有害廃棄物でないと主張する場合、有害性がないことを立証する必要があります。